

東京電力からの報告の概要
(7月19日18時00分までに受けたもの)

- 6月29日、東京電力福島第一原子力発電所の一時保管エリア近傍にある排水柵の放射能(全ベータ値)が、一時的に上昇した(Cs137:21Bq/L、全β:750Bq/L)。調査の結果、当該保管エリアに設置されているタンク(汚染土壌を内包)から放射性物質を含む水があふれ出し、当該排水柵に流れ込んだと判断した。
- 当該排水柵は、海と繋がる河川に直結しており、管理区域外に漏えいした蓋然性が高いことから、本日13:05、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第62条の3に基づき制定された、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則第18条第10号に規定する「核燃料物質等が管理区域外で漏えいしたとき」に該当すると判断した。
- また、放射性物質を含んだ水があふれた原因は、タンクの天板及びハッチがなんらかの原因でずれたことにより、当該タンクに雨水が入り、その後、溢水したものと思われる。
- なお、当該タンク内の水は、プロセス主建屋に移送するとともに、これ以上、雨水が流入しないよう当該タンクに養生をしている。
- 当該河川近傍の海水の放射能濃度は、通常の変動範囲内であることから、環境への影響はないと評価している。